

環境保全資金の対象事業の認定に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、中小企業等が行う環境保全の取組を支援するため、千葉県中小企業振興資金融資要綱（昭和47年千葉県告示第281号。以下「融資要綱」という。）第3条第12号に定める「環境保全資金」の融資に係る対象事業の認定について必要な事項を定めるものとする。

(融資対象事業)

第2条 環境保全資金の対象事業は別表のとおりとする。

なお、融資の対象となる経費は、別表に定める事業に要する経費（装置等を配置する建物部分については、事業に必要な範囲で対象経費に含める。）とし、法令等により助成を受ける場合には、その助成金額を控除する。

(認定申請)

第3条 環境保全資金の融資を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、融資申込みに先立って次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を知事に提出し融資対象事業の認定（以下「事業認定」という。）を受けなければならない。

- (1) 環境保全資金融資対象事業認定申請書（第1号様式）
- (2) 環境保全資金事業計画書（第2号様式）
- (3) 処理工程、効果など事業の具体的内容がわかる書類
- (4) 必要な法令手続きが終了している又は終了見込みであることを証する書面
- (5) 見積書、仕様書（カタログ）、図面（配置図、構造図）の写し
- (6) 「CO2CO2 スマート宣言事業所登録制度」に登録していることを証明する資料の写し（別表に掲げる事業のうち、1 ゼロカーボン促進事業の全て及び2 環境保全事業の14から19の項目に限る）
- (7) その他必要と認める書類

2 前項に掲げる申請書等は、環境生活部環境政策課に提出するものとし、提出部数は2部とする。

(認定通知書の交付)

第4条 環境政策課長は申請書等を受領後、部内関係課長と協議の上、必要な審査を行い、事業認定を行った場合は、申請者に対して融資対象事業認定通知書（第3号様式）を送付する。

2 前項の通知を行った場合は、融資要綱第2条第6号に定める取扱金融機関（以下単に「取扱金融機関」という。）に対し、申請者に対して認定を行った旨の通知書（第4号様式）を送付する。

3 取扱金融機関は、前項の通知に係る融資について実行又は否決の決定後から15日以内に、環境保全資金融資実行等報告書（第5号様式）を知事に提出するものとする。

附則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要領は、平成27年7月9日から施行する。

(経過措置)

2 施行期日前に第4条第1項の事業認定が行われた事業については、なお従前の例による。

附則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和7年3月25日から施行する。

附則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。